

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和6年9月受付分）

## <福祉推進のために>

- (公社)小さな親切運動北見支部様（北見市） 170,000円
- (一社)生命保険協会北見協会様（旭川市） 101,000円

## <故人が生前お世話になったため>

- |                |          |               |         |
|----------------|----------|---------------|---------|
| ○佐藤 スミ子様（美好町）  | 300,000円 | ○永原 友幸様（端野町）  | 30,000円 |
| ○下込 高光様（留辺蘂町）  | 50,000円  | ○小野 喜廣様（留辺蘂町） | 50,000円 |
| ○藤田 由美子様（留辺蘂町） | 20,000円  | ○正村 真弓様（留辺蘂町） | 10,000円 |
| ○笹久保 弘子様（留辺蘂町） | 10,000円  |               |         |

## <離町に際して>

- 吉村 禮子様（留辺蘂町） 10,000円

## <チャリティーバザーで募った募金を福祉推進のために>

- チャリティーバザーin 北見実行委員会様（北見市） 43,639円

## <チャリティー「社交ダンスパーティ」における益金を>

- 北海道アマチュアボールルームダンス指導員協会北見支部様（留辺蘂町） 20,000円

## <チャリティー社交ダンスパーティーの収益金を社会福祉のために>

- 留辺蘂社交ダンス同好会様（留辺蘂町） 20,000円